

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルキナ・フ アソ	国営ラジオ放送局機材整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とブルキナ・フアソ政府との 間の交換公文	国営ラジオ放送局機材整備計画を 実施するために必 要な 1. 機材及びびその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	229,000千円 H15.3.31まで	H14.4.19 ワガドワ グーで (同日)	日本側 黒川祐次在ブルキ ナ・フアソ大使 ブルキナ・フアソ側 エス フ・ウエドラオゴ國務大 臣兼外務大臣	H14.6.26 275号
ブルキナ・フ アソ	国営ラジオ放送局機材整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とブルキナ・フアソ政府との 間の交換公文	国営ラジオ放送局機材整備計画を 実施するために必 要な 1. 機材及びびその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	258,000千円 H15.3.31まで	H14.10.28 ワガドワ グーで (同日)	日本側 黒川祐次在ブルキ ナ・フアソ大使 ブルキナ・フアソ側 エス フ・ウエドラオゴ國務大 臣兼外務大臣	H16.6.11 250号
ブルキナフア ソ	食糧援助に関する日本国政府と ブルキナフアソ政府との間の交 換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に 関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の 供与	300,000千円 H16.3.31まで	H15.4.10 ワガドワ グーで (同日)	日本側 黒川祐次在ブルキ ナ・フアソ大使 ブルキナ・フアソ側 エス フ・ウエドラオゴ國務大 臣兼外務大臣	H16.8.31 557号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
 (注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
 (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ブルキナフアソとの無償資金協力取極一覽